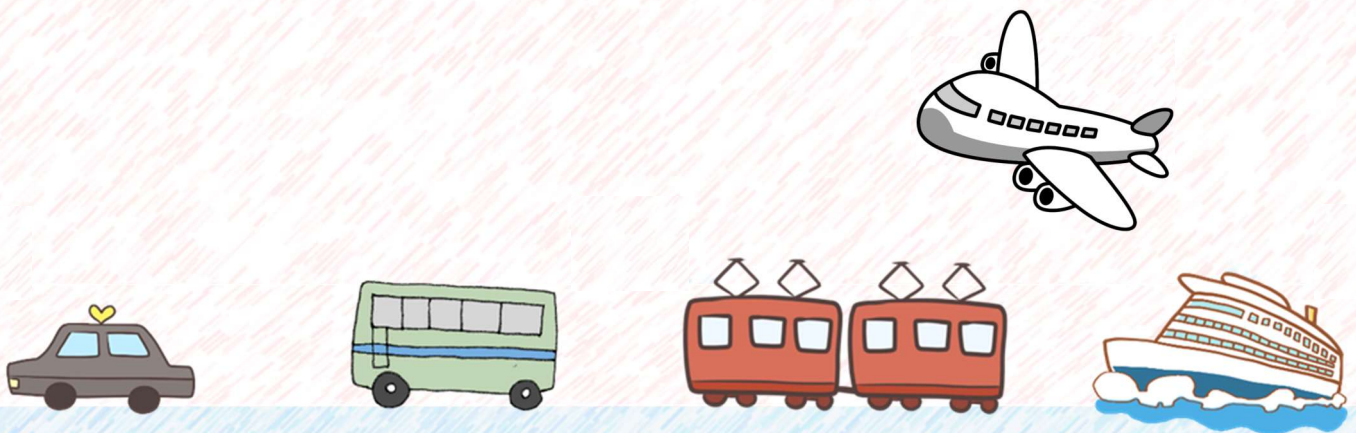


# 第1章 はじめに

本計画の目的や対象区域、計画期間等の概要を整理する。



| 1-1 | 計画策定の背景・目的

| 1-2 | 計画の区域

| 1-3 | 計画の期間

| 1-4 | 計画の構成

## 1-1 | 計画策定の背景・目的

道南地域（以下「本地域」という。）は、北海道の中でも他地域と異なる気候風土や歴史・文化を有し、豊かな自然に恵まれた地域である。

異国情緒漂う函館市や日本最北の城下町である松前町、ニシン漁で繁栄し「江差の五月は江戸にもない」と言われた江差町など長い歴史に培われた街並み、さらには函館平野に代表される肥沃な大地が生み出す農産物や太平洋・日本海の2つの海に育まれた海産物といった豊かな食など、数多くの魅力が存在し、国内外から多くの観光客が訪れている。

一方で、本地域は、直近20年間で人口が約20%減少し、特に64歳未満の人口減少が著しいなど、道内でも有数の人口減少及び少子高齢化が進行している地域となっている。

公共交通は、地域住民の日常生活における移動や観光客の周遊の手段として不可欠であるが、こうした社会的要因に加え、モータリゼーションの進展や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動自粛などの影響により、本地域における公共交通の利用者は減少し、バス路線の一部廃止や減便、また、運行中の路線であっても収支の悪化が続くなど、交通事業者を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が継続している。

特に、複数の市町を跨がるなど広域的なバス路線については、利用実態に合わせた路線の最適化を早急に進めていく必要がある一方で、通勤・通学・通院・買い物といった地域住民の利用ニーズが市町ごとにそれぞれ異なることから、最適化に向けた地域の合意形成を図ることは容易ではない。

国土交通省においては、公共交通を取り巻く全国的な状況を鑑み、令和2年度（2020年度）に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、各地方自治体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化された。

本地域に必要な交通手段の確保に向けては、こうした点を踏まえながら、関係者が一丸となって取り組んでいくため、北海道渡島総合振興局及び北海道檜山振興局が中心となり、国、市町、交通事業者など地域の関係者ととも「道南地域公共交通活性化協議会」を組織し、道南地域を対象とする広域的なバス路線を中心とした「地域公共交通計画」を策定する。

## | 1-2 | 計画の区域

本計画の対象区域は、北海道渡島総合振興局管内及び北海道檜山振興局管内の全域とする。

なお、広域路線の運行経路等を考慮して、本地域を渡島東部、渡島西部、渡島・檜山北部、檜山南部の4つの圏域に分ける。

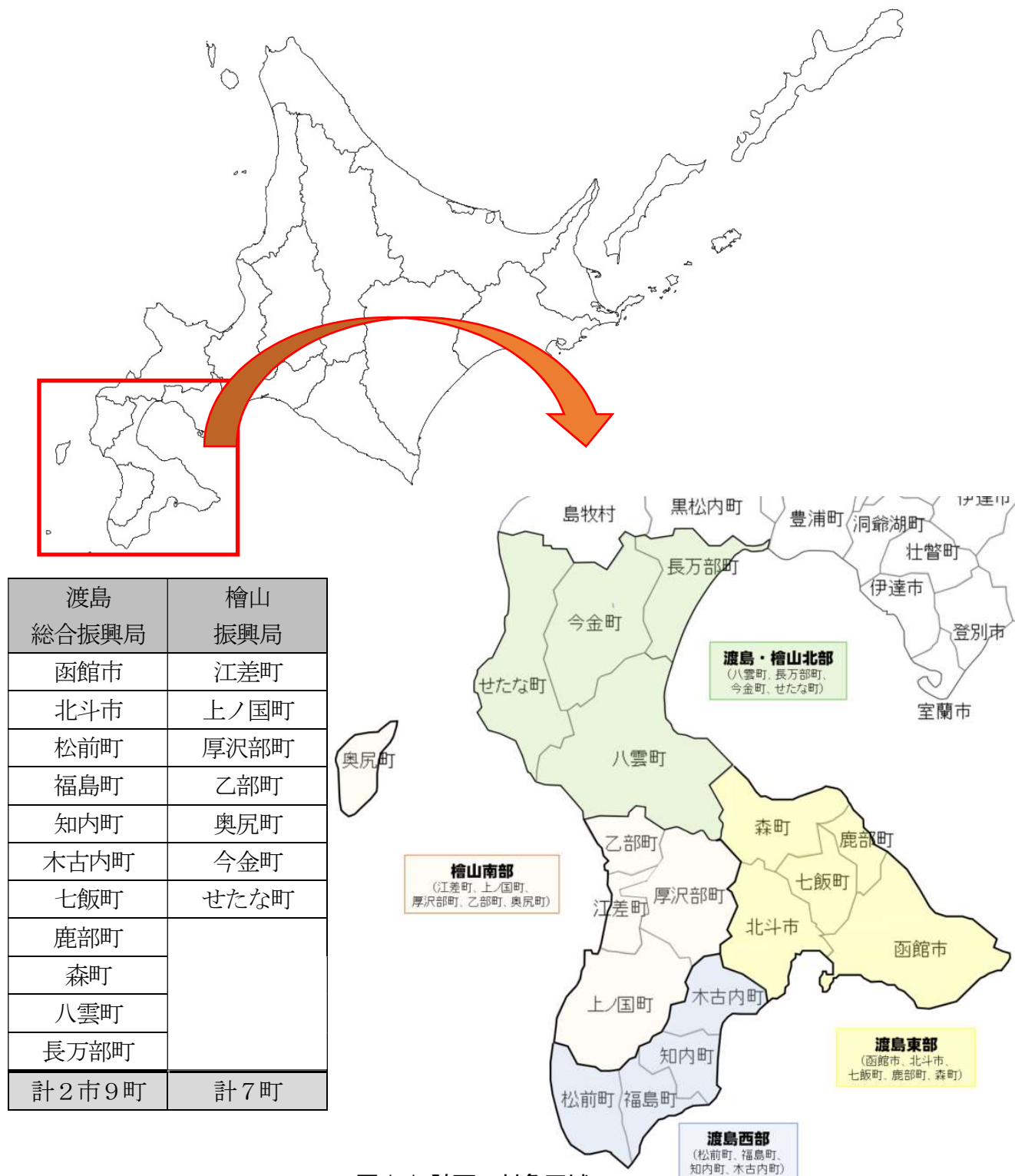


図 1-1 計画の対象区域

## | 1-3 | 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)の5年間とする。

## | 1-4 | 計画の構成

本計画は、次の構成からなる。

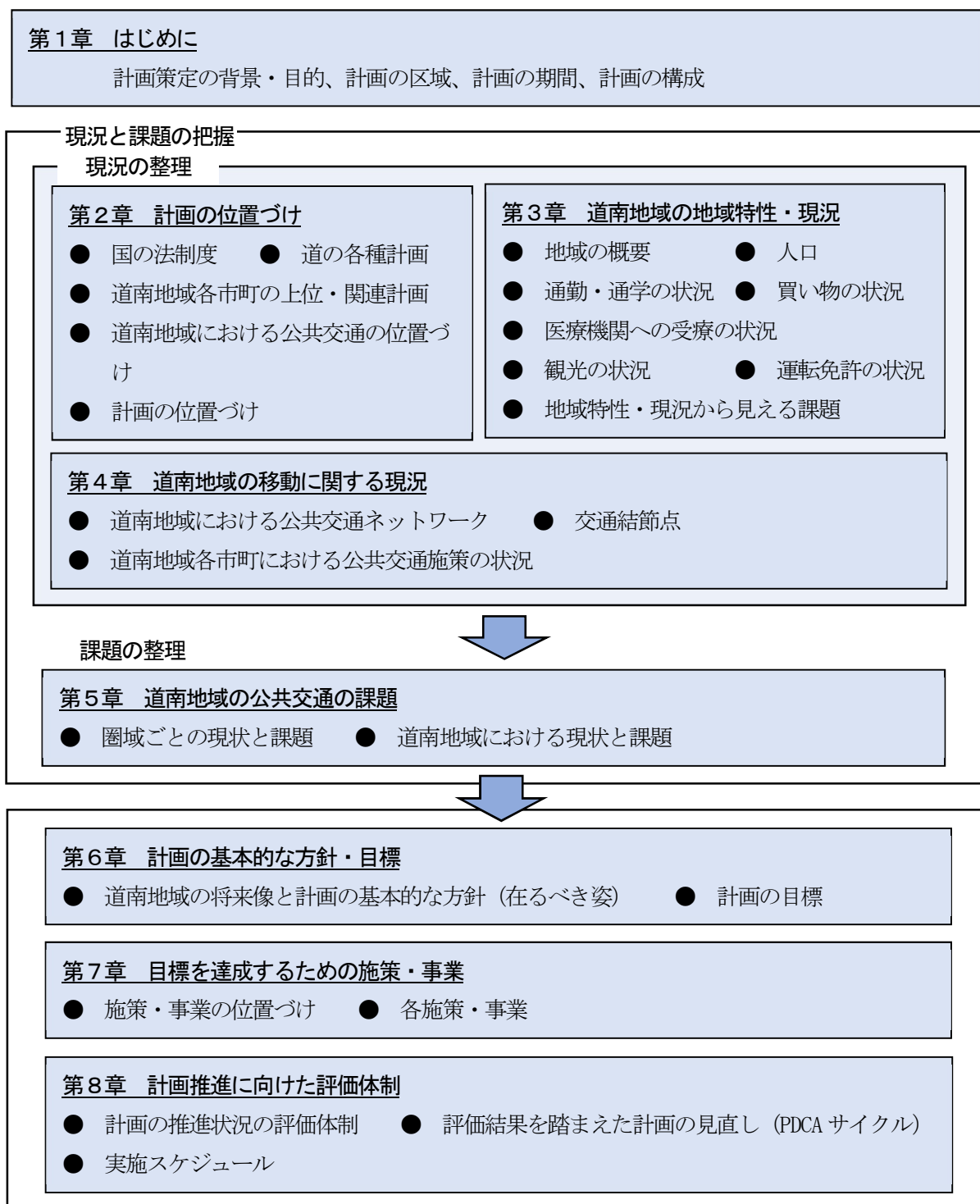
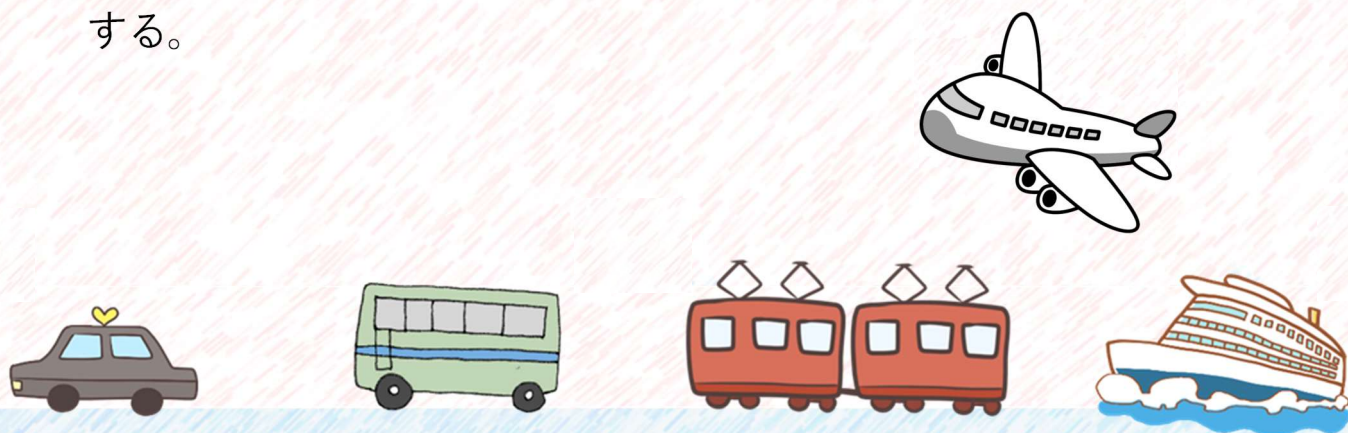


図 1-2 計画の構成

## 第2章 計画の位置づけ

本計画を策定するにあたり、整合を図るべき国や北海道の上位計画、市町の上位・関連計画を踏まえ、本計画の位置づけを整理する。



| 2-1 | 国の法制度

| 2-2 | 道の各種計画

| 2-3 | 道南地域各市町の上位・関連計画

| 2-4 | 道南地域における公共交通の位置づけ

| 2-5 | 計画の位置づけ

## | 2-1 | 国の法制度

国は、「交通政策基本法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、交通施策に関する基本理念や基本事項、地方公共団体による計画策定等を定めており、本計画はこれらに基づき策定する。

### (1) 交通政策基本法

表 2-1 交通政策基本法の概要

施行日	平成 25 年(2013 年)12 月 4 日
最新の改正	令和 2 年(2020 年)12 月 9 日
目的	交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る
概要	<p>&lt;基本的認識&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通の果たす機能             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民の自立した生活の確保</li> <li>② 活発な地域間交流・国際交流</li> <li>③ 物資の円滑な流通</li> </ol> </li> <li>● 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要</li> </ul> <p>&lt;交通機能の確保・向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化の進展等に対応しつつ、「①豊かな国民生活の実現」「②国際競争力の強化」「③地域の活力の向上」に寄与</li> <li>● 大規模災害に的確に対応</li> </ul> <p>&lt;環境負荷の低減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通による環境への負荷の低減を図る</li> </ul> <p>&lt;様々な交通手段の適切な役割分担と連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通手段の特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携する</li> </ul> <p>&lt;交通の安全の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全対策基本法等に基づく交通安全施策と十分に連携する</li> </ul>

## (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

表 2-2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

施行日	平成 19 年(2007 年)10 月 1 日
最新の改正	令和 5 年(2023 年)10 月 1 日
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること
概要	<p>&lt;地域が自らデザインする地域の交通&gt;</p> <p>地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成の努力義務化</li> <li>● 地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置づけ</li> <li>● 定量的な目標(利用者数・収支等)の設定、毎年度の評価を行う</li> </ul> <p>地域における協議の促進</p> <p>&lt;移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実&gt;</p> <p>輸送資源の総動員による移手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、新たな事業者を選定する事業を創設</li> <li>● 自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理で協力する制度を創設</li> <li>● 鉄道や乗合バス等において貨客混載を行う事業を創設</li> </ul> <p>既存の公共交通サービスの改善の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 等間隔運行や定額制乗り放題運賃、乗継割引運賃等のサービス改善の促進</li> </ul> <p>&lt;地域公共交通の「リ・デザイン」&gt;</p> <p>地域の関係者の連携と協働の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加</li> <li>● 地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加</li> </ul> <p>ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設</li> </ul> <p>バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準(運行回数等)、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設</li> <li>● AI オンデマンド、キャッシュレス決済、EV バスの導入等の交通 DX・GX を推進する事業を創設</li> </ul> <p>鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設</li> </ul>

## 2-2 | 道の各種計画

北海道の各種計画では、公共交通について、国や各市町村と連携した取組の推進、MaaSなどの先端技術の活用、地域関係者・交通事業者・物流事業者などが一体となった取組の推進、交通モード間の連携によるシームレスな公共交通の検討等を行うこととしている。

表 2-3 北海道の各種計画における公共交通に関する施策

計画名・年次	内容（概要）
北海道総合計画 平成 28 年度 (2016 年度)～ 令和 7 年度 (2025 年度) (令和 3 年度 (2021 年度)改正)	第 4 章 政策展開の基本方向 3 人・地域 (7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 政策の方向性 ■連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成 ○人口減少や高齢化の一層の進行など、本道の交通を取り巻く状況が大きく変化する中、住み慣れた地域で安全・安心・豊かに生活することができるよう、道路網や都市内交通環境の充実を図るとともに、住民の暮らしに欠かせない地域交通の安定的な確保に向けては、国の支援制度を最大限活用しながら、国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
第 2 期北海道創生 総合戦略 令和 2 年度 (2020 年度)～ 令和 6 年度 (2024 年度)	2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会 (3) 主な施策 ③ 地域を支える持続的な交通ネットワークの構築 ・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。 ・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実状に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。
北海道交通政策総 合指針 平成 30 年度 (2018 年度)～ 令和 12 年度 (2030 年度)	V 具体的な施策の展開 2 2030 年度までの長期的な施策 (2) 競争と共生/事業者等の連携による移動円滑化・輸送効率化の促進 ④ 交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現 ・誰もが利用しやすいシームレスで利便性の高い交通ネットワークの実現に向け、交通事業者や関係団体、自治体など関係者間の連携を強化し、地域が一体となって取り組む体制を構築する。 ・鉄道をはじめ公共交通の持続的な確保に向けて、利便性が高く快適な交通を実現し、利用促進につなげていく取組が不可欠であることから、公共交通機関相互の運行ダイヤの調整や等間隔化、一定エリア内の共通運賃制度の導入、チケット共通化、IC カードの普及啓発など、乗り



計画名・年次	内 容 （ 概 要 ）
北海道交通政策 総合指針 平成 30 年度 (2018 年度)～ 令和 12 年度 (2030 年度)	<p>継ぎに係る課題の把握と改善に向けた検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅や空港、港湾などの交通結節機能の強化や交通アクセスの整備により、利用しやすい交通ネットワークの構築を進める。</li> </ul> <p>(3) 地域を支える/人・地域を支える持続的なネットワークの構築</p> <p>① まちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少・少子高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会をつくるためには、通勤・通学、買い物、医療、福祉など日常生活に必要な交通手段の維持・確保が必要であることから、利用者のニーズや将来のまちづくりを見据えた最適な交通体系の構築に向けて、市町村と連携した取組を進める。</li> <li>・ 道の「北の住まいるタウン」などにおけるコンパクトなまちづくりや「道の駅」による拠点づくりの取組などと連携し、コミュニティの拠点と日常生活に必要な施設への交通ネットワークの構築に向けた取組を進める。</li> </ul> <p>② 安定した地域交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道新幹線の札幌延伸に伴い、JR 北海道から経営分離される函館・小樽間については、道と沿線 15 市町で構成する「北海道新幹線並行在来線対策協議会」において、沿線地域の住民や観光客などの最適な交通手段について調査・検討を行うなど、開業後を見据えた地域公共交通の確保に向けた取組を着実に進める。</li> </ul>
北海道交通政策 総合指針重点戦略 令和 3 年度 (2021 年度)～ 令和 7 年度 (2025 年度)	<p>II ポストコロナを見据えた重点戦略</p> <p>1 シームレス交通戦略</p> <p>具体的な取組－利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通計画策定に向けた検討・協議</li> </ul> <p>従来の公共交通サービスに加え、福祉輸送やスクールバス等の地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保に向け、国や道、市町村、地域の交通事業者が連携、検討・協議しながら、住民の移動ニーズを踏まえた「地域公共交通計画」の策定を進める。</p>
北海道新広域道路 交通ビジョン・ 計画 令和 3 年度 (2021 年)から 概ね 20～30 年間	<p>第 1 章 北海道新広域道路交通ビジョン</p> <p>2. 地域の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域間の相互連携の強化</li> <li>② 食料供給地域としての持続的発展</li> <li>③ 観光立国北海道の実現</li> <li>④ 北海道の強靱化や国全体の強靱化への貢献</li> <li>⑤ 高次都市機能の最大化</li> </ul> <p>第 2 章 北海道新広域道路交通計画</p> <p>1. 広域道路ネットワーク計画</p>

計画名・年次	内容（概要）
北海道新広域道路 交通ビジョン・ 計画 令和3年度 (2021年)から 概ね20～30年間	<p>圏域中心都市間の高規格道路や圏域中心都市と地方部の市街地を結ぶ道路ネットワークの強化 など</p> <p>2. 交通・防災拠点計画            札幌都市部や圏域中心都市、地方部の市街地における交通結節機能の強化 など</p> <p>3. ICT 交通マネジメント計画            ・道路交通に関連する様々な課題の解消に向けた取組の高度化            ・新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化 など</p>
新・ほっかいどう 社会資本整備の 重点化方針 平成29年度 (2017年度)以降 概ね10年間	<p>2 社会資本整備の現状と課題            ウ 地域の生活・産業に必要な交通の確保            (課題)            ・人口減少や高齢化の一層の進行など、本道の交通を取り巻く状況が大きく変化するなか、地域で安全・安心・豊かに生活することができるよう、地域の経済活動や通院・通学など、日常生活を支える鉄道やバス、離島航路・航空路といった地域交通の安定的・継続的な確保が求められており、国や地域、交通事業者等と連携した取組を展開していく必要があります。</p> <p>4 重視すべき視点と政策の柱            (2) 政策の柱            ⑥ 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備            ○ 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成            ・新幹線や海外との航路・航空路の拡充により期待される国内外との人流・物流の拡大を一層促進するため、北海道新幹線の札幌開業に向けた整備促進や新千歳空港の国際拠点空港化の促進をはじめ、鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実を図るとともに、冬期間を含めた道外との安定的な高速交通アクセスを確保するなど、戦略的な交通ネットワークの構築を図ります。            ・国内外との人流・物流の拡大効果を全道に波及させるとともに、本道の強靱化を推進するため、空港・港湾などの交通拠点の機能強化を図るほか、高規格道路の整備、民間活力の導入や空港間連携による道内航空ネットワークの拡充といった高速交通体系の形成促進、物流効率化に向けた基盤の強化など、道内交通体系の充実・強化を図ります。            ・交通インフラ整備と自動運転や MaaS 等との連動のほか、交通事業者をはじめとする幅広い関係者の連携・協力を進めるなど、利便性が高くストレスのない公共交通の実現に向けて取り組めます。</p>

計画名・年次	内 容 （ 概 要 ）
第5期北海道観光のくにづくり行動計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)	第6 施策展開の方向性及び各施策 5 観光インフラの強靱化 (1) 広域観光の拠点としての道内空港等の利活用 航空路線の新規就航・拡大、クルーズ船の寄港促進、フェリー、北海道新幹線の利用促進など、陸海空路からの道へのアクセス充実及び各拠点の整備を図るとともに、MaaS等シームレス交通の推進や交通事業者の連携強化、高規格幹線道路網の形成、鉄道の輸送機能等の充実など二次交通の利便性向上に取り組むことにより、来道者の増加と道内周遊促進を目指します。 また、道内7空港の一括民間委託を契機に、空港を核とした広域観光の振興を促進していきます。 (主な施策) ○ 航空ネットワークの充実・強化 ○ クルーズ船の道内港への寄港促進 ○ 北海道新幹線の利用促進及び青函共用走行区間等の高速化や札幌開業に向けた取組 ○ MaaS等シームレス交通の全道展開 ○ 広域連携・周遊観光の促進
コンパクトなまちづくりに向けた基本方針 令和3年度(2021年度)～	第2章 コンパクトなまちづくりを目指す視点と取組 6 【視点6】 持続可能な地域公共交通ネットワーク (2) 地域公共交通ネットワークの形成 立地適正化計画とともに、コンパクト・プラス・ネットワークの両輪となる「地域公共交通計画」（2020（令和2）年の法改正前に策定の法定計画は「地域公共交通網形成計画」）を都市計画と連携させ、一体的に検討・策定することにより、地域社会全体を見渡した地域公共交通の形成に積極的に取り組むことが必要です。 なお、デマンド交通やフィーダー（支線）輸送としてのコミュニティバスなどで拠点をネットワークする新たな交通体系についても検討する必要があります。 また、道及び市町は、「整・開・保の方針」や「立地適正化計画」などと地域公共交通計画を密接に連携させた交通ネットワーク形成を目指すことが重要です。
第6期北海道障がい福祉計画 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)	第4 計画推進のための具体的な取組 5 サービス提供基盤の整備 (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実 <b>【推進施策】</b> ● サービス基盤の整備 ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。

計画名・年次	内容（概要）
北海道福祉の まちづくり指針 平成 11 年 (1999 年)～ 〔平成 16 年度 (2004 年度)改正〕	第 3 章 福祉のまちづくりが目指す基本的視点 第 3 節 福祉のまちづくりに関する施策の推進 3 【公共的施設等の整備の方向性】 (2) 公共交通機関の施設の整備 鉄道駅舎等の公共交通機関の施設については、障害者や高齢者等が円滑に利用できるようエレベーターの設置などの整備を促進します。 (5) 公共的車両等の整備 障害者や高齢者等が鉄道、バスなどの公共交通機関の車両を円滑に利用できるよう、案内表示システムの整備や超低床バスなどの導入を促進します。 (6) 情報提供の促進 公衆電話、券売機、案内標示など障害者や高齢者等が円滑に利用できる情報提供機器の設置などを促進します。
道南連携地域政策 展開方針 令和 3 年度 (2021 年度)～ 令和 7 年度 (2025 年度)	5 地域重点政策ユニット 暮らしの安全・安心を支えるまちづくりプロジェクト <u>目的</u> 道南連携地域は、道内の中でも人口減少の進行が顕著な地域であり、将来にわたりこの地域で安心して暮らしていくためには、地域の実情を踏まえながら、医療や交通などの生活基盤を持続的に確保するとともに、近年増加する自然災害への対応を強化していく必要があります。このため、地域住民をはじめ自治体や関係機関、事業者等の連携のもと、人口動態なども踏まえた地域全体の医療体制や交通体系の最適化に向けた取組を進めるとともに、ハード・ソフト両面から地域防災の充実強化を図っていきます。 <u>施策展開</u> <施策毎の主な取組方向> ■公共交通の維持・確保 ○地域公共交通計画策定等による道南地域の交通体系の構築
北海道離島振興 計画 令和 5 年度 (2023 年度)～ 令和 14 年度 (2032 年度)	奥尻島地域振興計画 2 離島振興の基本的方針 ■施策の柱 5 快適に暮らせるまちづくり（情報基盤・交通・情報） 町民にとって島外への通院等で必要不可欠なフェリー及び航空機、免許返納者や高齢者等の交通弱者にとって欠かせない町有バスの維持に努めるとともに EV 化等の脱炭素やバリアフリー化等の福祉に配慮した対応策を検討する。また、ICT を活用した教育や福祉の充実、行政サービスの利便性向上のため、町全体のさらなる情報化を目指す。 3 離島振興の分野別対策 (1) 本土と離島及び離島間並びに離島内の交通の確保 ①交通体系の整備 ②人の往来に要する費用の低廉化 ③物資の流通に要する費用の低廉化

表 2-4 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における交通体系の整備の方針

令和2年(2020年)4月7日決定 目標年次:令和12年(2030年)

区域	計画名	交通体系の整備の方針
函館市・北斗市・七飯町	函館圏都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・函館市地域公共交通網形成計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図ると共に、五稜郭・美原・湯川周辺において交通結節点の整備・機能強化を進める。</li> <li>・函館空港を有することから、広域交通の利便性の向上と円滑な交通ネットワークの形成に努める。</li> </ul>
福島町	福島町都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の保全に努める。</li> </ul>
木古内町	木古内町都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。</li> <li>・北海道新幹線を軸とした、二次交通ネットワークの形成を進める。</li> </ul>
森町	森都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。</li> </ul>
八雲町	八雲町都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八雲町地域公共交通網形成計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。</li> <li>・今後整備が予定されている北海道新幹線新八雲(仮称)駅と市街地や観光拠点等を結ぶアクセス道路の整備及び機能の充実に努める。</li> <li>・JR函館本線によって東西に分断されていた市街地は、立体交差道路の整備により、一体性や連携性が確保されていることから、今後は、更なる円滑な交通ネットワークの形成に努める。</li> </ul>
長万部町	長万部都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。</li> <li>・北海道新幹線長万部駅の整備に伴い、駅の東西を結ぶ自由通路及び駅前広場を整備し、駅を中心とした交通結節点の機能強化、利便性向上を図るとともに、市街地や観光拠点等を結ぶアクセス道路の整備を進める。</li> <li>・本区域は、北海道縦貫自動車道が北側を通過しており、後志方面、胆振方面及び道南方面を結ぶ交通の要衝の地であることから、広域交通と都市内交通の円滑な交通ネットワークの形成に努める。</li> </ul>

区域	計画名	交通体系の整備の方針
江差町	江差町都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。</li> <li>・都市機能の利用を円滑にする持続的な移動ネットワークづくりの観点から、広域路線バスと市街地内公共交通をつなぐ新たな交通結節機能について検討する。</li> </ul>
せたな町	せたな町都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せたな町地域公共交通網形成計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。</li> </ul>
今金町	今金町都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成を進めるとともに、利便性向上に努める。</li> </ul>

## | 2-3 | 道南地域各市町の上位・関連計画

本地域内の各市町の計画における公共交通に関する主な施策は次のとおりである。

### (1) 総合計画

各市町の総合計画では、市町単独での地域公共交通計画の策定のほか、鉄道・バス路線の維持・確保、交通結節点の機能強化、デマンド交通の検討、適切な運行、近隣市町との連携強化、高齢者等の交通弱者への支援等を行うこととしている。

表 2-5 各市町の総合計画における公共交通に関する施策

市町名	計画名・年次	内容（関連部分抜粋）
函館市	函館市総合計画 平成 29 年度 (2017 年度)～ 令和 8 年度 (2026 年度)	5つの基本目標 5 持続可能な都市の基盤を構築します。 施策 18 公共交通の再編
	第 2 期函館市 活性化総合戦略 令和 2 年度 (2020 年度)～ 令和 6 年度 (2024 年度)	基本目標 3 快適で魅力あるまちづくりを進めます ④公共交通の充実 《主な事業》 ●バス路線網の再編 美原地区路線バス乗降場の整備および同地区におけるゾーンバスシステムの導入を進めるほか、誰もがわかりやすく利用しやすいバス路線網への再編に取り組みます。 ●市電の線路，安全地帯等の改良や車両購入 輸送の安全確保はもとより，便利で，快適で，定時性を保ったサービスの提供をめざし，線路や電路，車両，安全地帯の更新・改良を実施することにより，観光客や多くの市民の利用促進につなげます。
北斗市	第 2 次北斗市 総合計画 平成 30 年度 (2018 年度)～ 令和 9 年度 (2027 年度)	基本目標 3 安全・安心な便利で暮らしやすいまちづくり 災害等から生命や財産を守り、犯罪のない明るい社会の実現と、将来を見据え社会基盤施設の機能を維持し、自然環境と調和する良好な都市機能や住環境、地域交通の充実等が図られる、安全・安心な便利で暮らしやすいまちをめざします。 基本計画 25 公共交通の充実 1 公共交通の確保と充実 ① 公共交通は、通学や通勤等市民生活に欠かすことのできない移動

市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
北斗市	第2次北斗市 総合計画 平成30年度 (2018年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p>手段として、交通事業者と連携を図り、確保に努めます。</p> <p>② 高齢社会や人口減少等の環境変化や交通需要に応じ、市民や交通事業者との意見交換の場で議論を深め、公共交通のあり方について検討します。</p> <p>③ 新函館北斗駅からの2次交通としての役割を担う鉄道やバス、タクシー等について、利用者の視点にたった利便性の向上に努めます。</p> <p>2 鉄道交通の確保と利用促進</p> <p>① 市民の交通手段として重要な道南いさりび鉄道は、沿線地域協議会において必要な方策等を協議し、市民が安心して利用できる公共交通として確保に努めます。</p> <p>② 将来にわたる道南いさりび鉄道の維持・存続に向け、観光客等新たな利用客の拡大や、市民、沿線自治体、地域応援隊等と連携し、積極的な利用促進に努めます。</p> <p>3 バス交通の確保と利用促進</p> <p>① 通学や通勤等市民生活に欠かすことのできない移動手段として、バス路線の確保に努めます。</p> <p>② バス事業者と連携し、ICカードの利用やノンステップバスの導入等利便性向上に努めるとともに、利用促進に努めます。</p> <p>③ 北海道新幹線の開業等の環境変化や新たな交通需要に対応し、利便性の高いバス路線のあり方について、南北市街地連絡バスの見直しと併せて検討します。</p>
松前町	松前町総合計画 平成30年度 (2018年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p>基本構想5 生活基盤と生命財産を守る安全で安心なまち</p> <p>▼基本計画(22)公共交通の維持確保</p> <p>町民生活の足として利便性の高い大漁くんバスと、木古内・函館間を結ぶ交通路線の維持・確保に向けた取り組みを進めます。</p> <p>【主な施策】</p> <p>①バス待合所の設置、管理の充実</p> <p>②利用者ニーズにあった運行形態の充実</p> <p>③ハイヤー事業に対する利用促進策の取り組み</p>
福島町	第5次福島町 総合計画 平成28年度 (2016年度)～ 令和5年度 (2023年度)	<p>5つの基本方向</p> <p>生活環境・定住対策の分野「豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実」</p> <p>7 公共交通、情報通信</p> <p>【基本目標】</p> <p>・路線バスの存続や利便性の向上について、関係機関や関連自治体と連携し対策を講じます。</p>



市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
福島町	第5次福島町 総合計画 平成28年度 (2016年度)～ 令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンドバスにより交通の利便性を高め、高齢者など利用者の外出意欲の向上につなげます。</li> </ul> <p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線自治体、バス事業者と協議のうえ、路線バスの合理化や利便性の向上を図ります。</li> <li>・デマンドバスの利用促進に努めます。</li> <li>・通院や買い物など、高齢者などの外出意欲が向上するよう、ドア・ツー・ドア性の向上に努めます</li> </ul>
知内町	第6次知内町 まちづくり 総合計画 平成28年度 (2016年度)～ 令和7年度 (2025年度)	<p>基本計画Ⅰ まちに希望を持ち安心して住み続ける（定住）</p> <p>2 定住－基盤整備</p> <p>1. 快適な暮らしの基盤をつくる</p> <p>9) 便利な交通機関</p> <p><b>【施策の体系・主な施策】</b></p> <p>(1) 交通機関の確保と新交通システムの整備</p> <p>① 便利な交通機関の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活路線バス運行の安定化を図ります。</li> </ul> <p>② 新交通システム（デマンドバス・コミュニティバス）の運行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交通利便の向上に向けデマンドバス・コミュニティバス運行体系の構築を図ります。</li> </ul> <p>③ 旧知内駅の再活用に向けた情報収集活動及び関係機関への要望活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 旧知内駅の再活用による町の活性化に向け、情報収集と要請活動を展開します。</li> </ul> <p>④ 高齢者の交通手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者の交通移動手段の確保を図るため、バス利用支援等を検討します。</li> </ul>
木古内町	第6次木古内町 振興計画 平成26年度 (2014年度)～ 令和5年度 (2023年度)	<p>基本計画 第4章 生活環境・交通</p> <p>第3節 明日への扉を開く公共交通網</p> <p>&lt;基本方針&gt;北海道新幹線の開業により、観光交流の拠点として渡島・檜山の魅力を伝えることにより地域経済の活性化を目指します。また、第三セクター鉄道化となる並行在来線や路線バス化となる木古内-江差間の経営の安定化と高規格幹線道路函館・江差自動車道の早期完成を目指します。</p> <p>&lt;施策テーマ&gt;</p> <p>(1) 新たな交通環境の整備</p> <p>① 北海道新幹線や高規格幹線道路函館・江差自動車道の高速度交通網を活用し、交通拠点にふさわしいまちづくりを推進します。</p>

市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
木古内町	第6次木古内町 振興計画 平成26年度 (2014年度)～ 令和5年度 (2023年度)	<p>② 第三セクター鉄道となる並行在来線については、北海道、関係市町、JR北海道と協議・協力し、経営の安定化を目指します。</p> <p>③ 青函トンネル内の共用区間における新幹線の高速走行の実現に向け、トレインオントレインの早期実用化を要請していきます。</p> <p>④ 北海道新幹線開業時から経済効果を上げるため、西南渡島と南檜山が連携し、広域観光の活性化を推進します。</p> <p>(2) バス交通の充実</p> <p>① 路線バス交通の充実を図るため、バス事業者に対する支援を引き続き行っていきます。</p> <p>② JR北海道からの支援金を活用し、新たな路線として木古内-江差間を運行するバス事業者への支援を行います。</p>
七飯町	第5次七飯町 総合計画 平成28年度 (2016年度)～ 令和7年度 (2025年度)	<p>基本目標1 安全・便利なまち～生活基盤分野</p> <p>施策1-1 道路・交通ネットワークの整備</p> <p>《目標》町内地域間の連携強化と広域的アクセスの向上、安全性・利便性の向上に向け、道路網の計画的な整備を推進するとともに、住民の身近な地域公共交通機関の充実を図ります。</p> <p>【主要な施策】</p> <p>4. 公共交通網の確保</p> <p>《取組の内容》鉄道及び路線バスともに、住民の足としての重要性を認識し、効率的な運行について事業者と協議を重ねつつ利用の促進に努めるなど、路線の維持存続に向けて強く働きかけていくとともに、新型コロナウイルスなどの感染予防対策についても、情報共有を図ります。</p> <p>5. 地域公共交通の計画的な運用</p> <p>《取組の内容》地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、七飯町地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、地域公共交通を確保し、持続的に提供するための地域公共交通計画の策定に向けた議論を開始します。</p>
鹿部町	第6次鹿部町 総合計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和14年度 (2032年度)	<p>第3章 安全で住みよい美しいまち</p> <p>3 公共交通 基本的な考え方</p> <p>公共交通の維持や利便性の向上に努め、車を持たない人でも安心して住み続けられるようにします。</p> <p>施策(1) 町全体の地域交通のあり方を総合的に検討します。</p> <p>取組内容① 地域交通についての協議会設置の検討</p> <p>取組内容② 地域交通に関する住民の意向の把握</p> <p>取組内容③ 高齢者など交通弱者に配慮した総合的な地域公共交通対策の検討</p>

市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
鹿部町	第6次鹿部町 総合計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和14年度 (2032年度)	<p>施策(2) 鉄道の利便性向上と周辺環境の整備に努めます。</p> <p>取組内容① 新幹線札幌延伸後の協議の推進</p> <p>取組内容② 鹿部駅の適正管理についての要請</p> <p>施策(3) 路線バスの利便性を高め、利用者の確保に努めます。</p> <p>取組内容① 路線変更・ダイヤの改正の検討</p> <p>施策(4) 住民がタクシーを利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>取組内容① タクシー事業者の誘致に向けた取り組み</p>
森町	第2次森町 総合開発振興 計画 平成30年度 (2018年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p>第5章 便利で安全・安心なまちづくり</p> <p>5-2 道路・交通・港湾</p> <p>【基本目標】 住民の日常の移動や経済活動を支え、観光・交流を促す重要な要素として町内の道路や鉄道、バスなどの公共交通の利便性が高まるよう、関係機関に要請するとともに、整備を進めます。</p> <p>④ 鉄道や民間バスの路線確保と利便性の向上を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR や民間バス等の公共交通の利用促進</li> <li>・ 路線バス確保に向けた要請</li> <li>・ 新幹線延伸に伴う並行在来線の確保</li> <li>・ 地域コミュニティ交通検討会議の開催の検討</li> </ul>
八雲町	第2期八雲町 総合計画 平成30年度 (2018年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p>第1章 八雲の自然と調和する安心・安全な都市基盤整備</p> <p>5 交通体系の整備</p> <p>&lt;取組の基本的方向&gt;</p> <p>○ 北海道新幹線の開業に伴い、JR北海道より経営分離される並行在来線のあり方について、新幹線沿線自治体等と連携し検討を行います。</p> <p>○ 国・北海道及び沿線自治体と連携し、路線バスを維持するとともに、少子高齢化による人口構成の変化や北海道新幹線開業に伴い、路線バス運行の環境が大きく変化することが予測されることから、コミュニティバスやデマンド交通等、新たな交通手段を研究します。</p> <p>&lt;施策の概要&gt;</p> <p>3. 並行在来線対策の推進</p> <p>①公共交通を確保する施策の検討</p> <p>4. 公共交通の確保</p> <p>①現路線バスの維持及び新たな交通手段の研究</p> <p>②国・北海道及び沿線自治体と連携した路線バス維持への支援</p>

市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
長万部町	第4次長万部町 まちづくり 総合計画 令和3年度 (2021年度)～ 令和12年度 (2030年度)	基本目標5 安心・安全で暮らしやすいまちづくり【生活基盤】 (2) 交通ネットワーク及び生活交通の維持・確保 ②地域公共交通の充実 【目標】 公共交通網については、新幹線開業を見据え、地域公共交通計画の策定を検討します。地域公共交通計画の策定にあたっては、高齢者等交通手段確保事業（タクシーチケット）や老人福祉バスのあり方も含め、包括的な検討を行います。 【施策】公共交通の充実 ・既存バス網に加え福祉バス、スクールバス、高齢者向けタクシーチケット等と一体となった新たな公共交通網の形成に向けた地域公共交通計画の策定を検討します。 ・北海道新幹線長万部駅開業を想定した二次交通網の整備に向け、関連交通機関等と周辺駅勢圏自治体間で連携しながら、総合的に検討を行います。
江差町	第6次江差町 総合計画 令和2年度 (2020年度)～ 令和11年度 (2029年度)	第3編 基本計画 第2章 分野別施策 基本目標3 住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり (23) 地域公共交通・情報通信 <基本方針> ①公共交通手段の確保については、今後の高齢者の増加に伴う自動車免許の自主返納なども考慮し、地域公共交通会議を活用しながら、地域公共交通網の実態把握と分析を進め地域にあった足づくりを検討します。
上ノ国町	第6次上ノ国町 総合計画 令和2年度 (2020年度)～ 令和11年度 (2029年度)	Ⅲ 基本計画 第3章 自然と共生しみんなで創るゆとりある安心安全のまち 第5節 道路・交通・通信基盤の充実 (3) 公共交通機関の充実 住民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、公共交通機関の維持・確保、利用者の利便性の向上に努めます。
厚沢部町	第6次厚沢部町 総合計画 令和3年度 (2021年度)～ 令和12年度 (2030年度)	第3編 基本計画 第4章 「住みたい」「戻りたい」「関わりたい」と思えるような魅力の構築・発信 3 道路・交通網の充実 など 主要施策④ 民間路線バスの利便性向上による利用の促進を図り、その維持・存続に努めるとともに、厚沢部町地域公共交通計画を策定し、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス等、地域の多様な輸送資源を総動員し、地域住民の生活圏における移動ニーズにきめ細かく対応できる厚沢部町地域交通サービスの導入について検討を深めます。

市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
乙部町	乙部町 まちづくり総合 計画 令和4年度 (2022年度)～ 令和13年度 (2031年度)	<p>第3節 安全で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>2 交通安全対策の推進</p> <p>《現状と課題》</p> <p>高齢者運転対策については、公共交通網が十分ではなく、高齢者にとって日常生活に不可欠な移動手段となっており、運転免許証の自主返納者の移動手段の確保が地域の課題となっている。</p> <p>第4節 心豊かで健やかに生涯暮らせるまちづくり</p> <p>1 健康づくり・保健・医療の充実</p> <p>■主要な施策（3）医療体制の充実</p> <p>⑤町民の通院のための交通手段の確保に努める。</p> <p>3 高齢者福祉の充実</p> <p>《現状と課題》</p> <p>老人ホームやグループホームなどへの入所を希望する高齢者もいる一方で、住み慣れた地域・家で老後を過ごしたいと考える高齢者も少なくなく、見守り体制、交通弱者支援など、地域住民がともに支えあう地域づくりが重要となっている。</p>
奥尻町	第6期奥尻町 発展計画 令和3年度 (2021年度)～ 令和12年度 (2030年度)	<p>第3部 基本計画</p> <p>第3章 基本計画の内容</p> <p>政策5 快適に暮らせるまちづくり(情報基盤・交通・情報) など</p> <p>施策 5-2 道路・交通機関</p> <p>施策の方向性</p> <p>町内の道道及び町道や町内の港湾は、食料や燃料といった町内での暮らしに必要な物資が経由する拠点であるため、整備や改善を進めます。また、道路については歩道を整備し、安心して歩ける道路を整備していきます。</p> <p>フェリーや航空機は、事業者との協議も行いながら路線の維持に努めます。島内の町有バスは高齢者、学生など交通弱者、島外からの来訪者にとって欠かせないものであることから、路線の維持を行うとともに、ノンステップバスの導入など高齢化等への対応策を検討します。また、これらの公共交通機関のダイヤの相互調整を検討し、地元民間交通事業者(ハイヤー・レンタカー)との連携を図り、利便性の確保に努めます。</p>

市町名	計画名・年次	内 容 （ 関 連 部 分 抜 粋 ）
今金町	第6次今金町 総合計画 令和3年度 (2021年度)～ 令和12年度 (2030年度)	<p>基本構想</p> <p>第5章 政策大綱</p> <p>第2節 政策分野別の大綱</p> <p>基本目標4 ふれあい今金「まちづくり」</p> <p>6 交通</p> <p>町内の生活道路における路線相互の機能が十分に発揮できるよう、計画的な道路の維持管理を推進します。</p> <p>また、地域公共交通については、人口構造の変化等に対応して、より良い地域公共交通の実現を目指します。</p>
せたな町	第2次せたな町 総合計画 平成30年度 (2018年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p>第4章 だれもが便利さを実感できるまち</p> <p>4-4 公共交通、港湾</p> <p>基本的な考え方</p> <p>○現在あるバス路線やフェリー航路の維持に努めるとともに、中長期的な視野で町内の公共交通網のあり方を考え、取り組みを進めます。</p> <p>(1) バス路線の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内のバス路線は、せたな町～長万部町までの区間を運行する「瀬棚線」、せたな町大成区～江差町までの区間を運行する「檜山海岸線」、せたな町瀬棚区市街から瀬棚区須築を結ぶ国道229号の「瀬棚須築線」、せたな町北檜山区内の北檜山市街地～鶴泊団地までを運行する「太櫓線」、北檜山区～大成区までを運行する「久遠線」があります。</li> <li>・地域住民の移動手段を確保するため、函館バス等と連携し、生活路線・地域間交通の維持に努めています。</li> </ul>

## (2) 地域公共交通計画

各市町が単独で策定する地域公共交通計画では、持続可能な交通網の形成、ICT 等を活用したサービスの拡充、円滑に乗り継げる公共交通ネットワークの形成、交通空白地における交通の確保等を行うこととしている。

表 2-6 地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）における公共交通に関する施策

市町名	計画名	基本方針・施策等
函館市	函館市地域公共交通網形成計画 平成 27 年 (2015 年)～ 令和 6 年 (2024 年)	<p>【基本理念】まちづくり，観光振興と一体となった 将来にわたって持続可能な公共交通網の構築</p> <p>基本的な方針</p> <p>I まちづくりや観光振興との一体性の確保</p> <p>II 地域特性に応じた効率的で利便性の高い公共交通網の形成</p> <p>III 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成</p> <p>IV 市民の協力を含む関係者の連携</p> <p>主要施策</p> <p>(1) 交通結節機能とサービスレベルの向上による効率的で持続可能な交通ネットワークの構築</p> <p>ア バス路線網の再編</p> <p>イ 交通結節機能の強化</p> <p>ウ 乗継ぎ利便性の向上</p> <p>エ 待合環境の改善</p> <p>オ 目的に応じたダイヤの設定</p> <p>カ 利用しやすい料金体系の導入</p> <p>キ 低床車両導入の促進</p> <p>ク 快適な走行環境の整備</p> <p>(2) 地域の特性に応じた交通ネットワークの構築</p> <p>ア 地区特性に応じた運行形態への見直し</p> <p>(3) 交通機関相互の連携強化</p> <p>ア 路線バスを中心とした他の交通機関との連携強化</p> <p>(4) 新たな需要創出に向けた利用促進および市民意識の醸成</p> <p>ア モビリティマネジメントの推進</p> <p>イ ノーマイカーデーの推進</p> <p>ウ イベント開催や企画切符の販売</p>
北斗市	北斗市地域公共交通計画 令和 3 年度 (2021 年)～ 令和 7 年度 (2025 年度)	<p>【基本方針】</p> <p>安心して住み続けたいと思える北斗市の実現のため、日常生活・地域事情に応じた公共交通ネットワークを形成する。</p> <p>計画目標 I</p> <p>地域の実情に合わせたメリハリのある公共交通ネットワークを構築する</p> <p>施策① 広域幹線（地域幹線系統）の広域軸としての有効活用</p> <p>施策② 利用者ニーズに対応した幹線補完旅客運送サービス（フィーダー系統）の構築</p>

市町名	計画名	基本方針・施策等
北斗市	北斗市地域公共交通計画 令和3年度 (2021年)～ 令和7年度 (2025年度)	<p>(1) 広域幹線との接続を意識した新函館北斗駅・上磯線の有効活用 (2) 生活交通としての巡回ワゴンの導入と効率的な運行</p> <p>施策③ ラストマイル対策としての移動支援サービスの維持</p> <p>計画目標Ⅱ 公共交通ネットワークにおける交通結節点を機能強化する</p> <p>施策④ 交通結節点における待合環境の充実化 施策⑤ サイクル&amp;バスライドの実施 (バス停近接駐輪場の整備)</p> <p>計画目標Ⅲ 公共交通サービスの整備や仕組みを構築し、利用促進を行う</p> <p>施策⑥ 新函館北斗駅・上磯線から上磯線・大野線を利用する際のサービス強化 施策⑦ 免許返納者向けサービスの維持 施策⑧ 公共交通利用促進キャンペーン・わかりやすいツール作成 施策⑨ 交通技術・交通施策の情報共有体制を構築、MaaS勉強会の実施</p>
福島町	福島町地域公共交通計画 令和4年度 (2022年度)～ 令和8年度 (2026年度)	<p><b>【基本理念】</b> 町民の暮らしを支える、持続可能な公共交通サービスの実現</p> <p>基本方針1： 地域における交通サービスの維持 将来に渡り、安心して暮らせる移動環境を確保します。 〈施策名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域間幹線系統の維持</li> <li>・ まちづくりと一体となった交通拠点の維持・改善</li> <li>・ バス待合環境の維持・改善</li> <li>・ 路線バスの町内上限運賃の導入</li> <li>・ 千軒地区における新たな公共交通の導入に向けた検討</li> </ul> <p>基本方針2： 誰もが使いやすい交通サービスの提供 既存の輸送資源を最大限有効活用し、利便性の高い交通サービスを提供します。 〈施策名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許自主返納者への支援</li> <li>・ 公共交通を利用した子育て支援</li> <li>・ タクシーと福島町デマンドバスのシームレス化</li> </ul> <p>基本方針3： わかりやすく、使ってみたいと思える交通サービスの提案 積極的かつ丁寧な情報発信により、公共交通への意識醸成を図ります。 〈施策名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者へのモビリティマネジメント</li> <li>・ ニュースレターの発行</li> <li>・ 町内イベントでの公共交通利用促進の実施</li> </ul>



市町名	計画名	基本方針・施策等
知内町	知内町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p><b>【全体方針】</b> 多様な地域交通資源を活用した誰一人取り残さない公共交通網の確保～“しりうち”らしい公共交通を創ろう～</p> <p>方向性Ⅰ 既存の公共交通の強みを活かした町内交通の確保            施策① 住民ニーズに対応したデマンドバスの継続運行            施策② 既存の交通資源を活用し、経年で変化する交通環境への順応</p> <p>方向性Ⅱ 近隣自治体と連携し継続性を考慮した広域移動の確保            施策③ 町外目的地までの移動手段の充実に向け、町内交通の接続を維持            施策④ 近隣自治体と連携した利便性の高い広域移動の維持・確保</p> <p>方向性Ⅲ 地域と協働した公共交通利用意識の向上            施策⑤ 知内町に係る公共交通情報の提供体制の強化            施策⑥ 教育関係機関と連携した移動支援の継続            施策⑦ 福祉関係機関との移動支援に係る情報共有体制の構築            施策⑧ 住民と協働した公共交通網の確保に向けた意見聴取            施策⑨ 地域との協働に向けた地域公共交通計画の推進状況の共有体制の強化</p>
七飯町	七飯町地域公共交通計画 令和4年 (2022年)10月～ 令和9年 (2027年)10月	<p><b>【基本方針】</b> 住民・事業者・行政が一体となって育てる、より使いやすく、持続可能な公共交通網の形成</p> <p>方向性① 町内交通資源を活用した公共交通網の形成            施策①：各地区の特性を踏まえた移動支援・負担軽減策の実施            施策②：本町市街地までのより利便性の高い移動手段の確保            施策③：利用しやすいバス停留所位置の見直し</p> <p>方向性② 七飯町と生活圈自治体を結ぶ広域的な公共交通の確保・維持            施策④：広域的な移動の確保に向けた町内交通と広域交通の接続強化            施策⑤：新函館北斗駅へのアクセスの維持</p> <p>方向性③ 公共交通の積極的な利用を促す施策・事業の展開            施策⑥：住民及び事業者との継続的な意見交換機会の創出            施策⑦：公共交通の利用促進を目的とした定期的な情報配信</p> <p>方向性④ 持続的な公共交通の確保・維持に向けた取組の継続            施策⑧：七飯町地域公共交通活性化協議会での評価・検証の継続した実施や見直し</p>

市町名	計画名	基本方針・施策等
鹿部町	鹿部町地域公共交通網形成計画 令和2年度 (2020年度)～ 令和6年度 (2024年度)	<p><b>【基本理念】</b> 鹿部町民相互の交流が図られ、車を持たない町民でも安心して暮らし続けられる公共交通網の構築</p> <p>基本方針1 町民が安心して暮らせる生活移動の支援</p> <p>施策① 町民の「おでかけの足」の確保に向けた町内循環交通の導入</p> <p>施策② 大岩地区及びリゾート地区の外出支援を目的としたデマンド交通の導入</p> <p>施策③ 通学・通勤を支えるバス交通の確保</p> <p>施策④ 町民の広域的な生活行動を支える町内交通間・町内交通ー広域交通間の接続性の確保</p> <p>施策⑤ 町民の自由な移動を支援する町内タクシー誘致</p> <p>基本方針2 新庁舎を交通結節点とした公共交通網の構築</p> <p>施策⑥ 乗り継ぎ利便性向上に向けた新庁舎における交通結節点の創出</p> <p>基本方針3 既存交通の活用も含めた広域移動の支援</p> <p>施策⑦ 既存の広域交通の空白時間帯における近隣自治体への移動支援策の検討</p> <p>基本方針4 町民や観光客の公共交通の積極的な利用を促す利便性向上策の実施</p> <p>施策⑧ 町民をはじめ、観光客にも分かりやすい公共交通マップの作成・配布</p> <p>施策⑨ 交通結節点や町内主要施設、JR 駅等における情報発信方法の検討・実施</p> <p>施策⑩ 利用者の声を聴取する公共交通利用者会議の実施</p> <p>施策⑪ 免許未取得世代や高齢者を対象としたバスの乗り方教室や出前講座の実施検討</p> <p>施策⑫ ICカードの利用等、ICTを活用した車両導入検討</p> <p>施策⑬ バス停留所等配置の検討</p> <p>施策⑭ 運賃割引制度等の創出の検討</p>
森町	森町地域公共交通計画 令和4年度 (2022年度)～ 令和8年度 (2026年度)	<p><b>【基本方針】</b></p> <p>爽やかなまち もりまちをみんなで創り続けるための公共交通網の構築</p> <p>目標1 町民主導で考える利便性の高い町内公共交通網の構築</p> <p>施策①：生活圏となっている町内施設や地区内拠点までのアクセシビリティを向上させる交通の導入</p> <p>施策②：本町市街地における主要施設を結ぶ交通の導入</p> <p>施策③：移動における町民ニーズに即した町内バス路線の見直し</p>

市町名	計画名	基本方針・施策等
森町	森町地域公共交通計画 令和4年度 (2022年度)～ 令和8年度 (2026年度)	<p>目標2 町民の広域的な移動を確保する町内交通（地域内フィーダー系統）と広域交通（地域間幹線系統）の連携</p> <p>施策④：広域的な移動の確保に向けた町内交通の広域交通への接続強化</p> <p>施策⑤：北海道新幹線駅への接続強化</p> <p>目標3 町民とともに公共交通を考える機会の創出</p> <p>施策⑥：公共交通利用者が積極的に公共交通への意見出しを行う利用者会議の開催</p> <p>施策⑦：公共交通への関心の向上を目的とした定期的な情報配信</p> <p>施策⑧：外出支援サービス事業の継続</p> <p>目標4 持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化</p> <p>施策⑨：森町地域公共交通会議の機能強化</p>
八雲町	八雲町地域公共交通網形成計画 令和2年度 (2020年度)～ 令和6年度 (2024年度)	<p><b>【基本理念】</b></p> <p>八雲町のひと・暮らし・まちをつなぐ 公共交通を未来のために守り育てる</p> <p>目標1 公共交通を使った外出の増加</p> <p>目標2 公共交通に対する満足感の向上</p> <p>目標3 公共交通に対する認識・理解の向上</p> <p>施策の柱1 公共交通網の再編</p> <p>施施策1：バス路線の再編</p> <p>事業1 既存バス路線の分割や統廃合による路線網の再編</p> <p>事業2 スクールバス・患者輸送バスなどの運行の効率化</p> <p>事業3 町民の生活を支援する新しい交通手段の導入</p> <p>施策2：鉄道との連携</p> <p>事業4 JR 函館本線各駅に接続する交通の確保</p> <p>事業5 北海道新幹線新八雲（仮称）駅と町内を結ぶ交通の確保に向けた準備</p> <p>施策3：交通結節点の確保</p> <p>事業6 交通手段相互の乗り換えのための交通結節点の確保</p> <p>施策の柱2 公共交通の利用しやすさ、親しみやすさの向上</p> <p>施策4：情報の伝え方の改善・充実</p> <p>事業7 公共交通の存在と利用の仕方のPR</p> <p>施策5：公共交通の利用促進のための利便性向上</p> <p>事業8 町内交通利用と生活行動を結びつける交通系 IC カードなどを活用するシステムや制度の検討</p> <p>施策の柱3 公共交通を守り育てる官民の協働</p> <p>施策6：公共交通への関心・理解の向上、利活用意識の喚起</p> <p>事業9 利用のきっかけを作る体験会などの実施</p>

市町名	計画名	基本方針・施策等
長万部町	長万部町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p><b>【基本理念】</b> 有償による運行へ移行することにより、住民自らが考える持続可能な公共交通体系を構築する</p> <p><b>【基本方針】</b> 基本方針1 広域交通・地域間交通の利用促進            施策① JR 函館本線、あるいは代替バスの利用促進            施策② 函館バス（株）函館長万部線と瀬棚線の利用促進</p> <p>基本方針2 町内公共交通体系の構築            施策③ デマンド交通あるいはコミュニティバスの運行検討（静狩方面）            施策④ （仮称）高齢者路線バス利用料金助成制度の創出（蔵岱方面、国縫方面）            施策⑤ タクシー利用券助成制度の利用促進検討</p> <p>基本方針3 公共交通利用活性化策の検討            施策⑥ 自動車運転免許自主返納の促進            施策⑦ バスの乗り方教室の実施検討            施策⑧ 公共交通利用ガイドの作成等            施策⑨ 新たな予約方法の検討</p>
江差町	江差町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p><b>【基本理念】</b> 持続可能な暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとの交通 エエ町江差</p> <p>基本目標 i 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保            事業1 当町交通事業の最適化に向けた見直し            事業2 民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保            事業3 江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施            事業4 福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり</p> <p>基本目標 ii 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出            事業1 交通・交流拠点の創出            事業2 地域内交通と広域交通の接続性の確保</p> <p>基本目標 iii 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施            事業1 ICT に慣れていただける環境づくり            事業2 地域内交通の適切な運行情報の提供            事業3 公共交通を利用したいと思っただけの創出</p>

市町名	計画名	基本方針・施策等
江差町	江差町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	基本目標iv 町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施 事業1 【再掲】当町交通事業の最適化に向けた見直し 事業2 【再掲】民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保 事業3 【再掲】交通・交流拠点の創出 事業4 【再掲】地域内交通と広域交通の接続性の確保 事業5 江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的实施 事業6 (仮称)道南地域公共交通計画との連携
厚沢部町	厚沢部町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	【基本方針】 素敵な過疎のまちづくりに繋がる「きめ細かくニーズに対応する地域公共交通ネットワーク」の形成 計画目標1 きめ細かくニーズに対応した交通体系の実現 施策① 広域幹線(地域間幹線)である函館・江差線の有効活用 施策② 広域幹線(地域間幹線)を補完する江差高校通学向けの乗合バス(区域運行) 施策③ ラストワンマイル対策としての「外出支援サービス」 施策④ 厚沢部町国保病院通院者向けの「移送サービス」 計画目標2 交通体系の活用に寄与する制度を整備する 施策⑤ 地域公共交通を利用する高校生向けの補助制度 施策⑥ 免許返納推進および移動支援サービス活用に向けた地域一体の取組み 計画目標3 地域公共交通の利用喚起に繋がるソフト施策を実施する 施策⑦ 地域公共交通利用喚起キャンペーン 施策⑧ 地域公共交通の乗り方講座の開催 施策⑨ 地域公共交通に関する庁内外の体制強化
乙部町	乙部町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	【在るべき姿(基本方針)】 “おとべ”で生涯暮らせる生活交通の構築 【公共交通の役割】 町民等により自由な移動を実現するため、函館バス路線と連動化した町内交通の確保を行い、生活の足としての機能を確保 公共交通施策1 民間バス路線の空白時間帯を補完し、かつ自宅付近まで迎えに行く交通の導入 事業① 乙部町乗り合いタクシーの運行継続 事業② 乙部町乗り合いタクシーの見える化・魅せる化(モビリティマネジメントの実施) 公共交通施策2 患者輸送バスの利用者枠拡大によるより自由なモビ

市町名	計画名	基本方針・施策等
乙部町	乙部町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p style="text-align: center;">リテイへの転換</p> <p>事業① 患者輸送バスの利用者枠拡大            事業② 患者輸送バスの見える化（利用促進策の実施）</p> <p>公共交通施策3 “おとべ” で生涯暮らせる生活交通の構築に向けた公共交通の見直し・一体化</p> <p>3-1 乗り合いタクシーと民間バス路線の運賃一元化            事業 通学利用増加を見込んだ共通定期券の販売</p> <p>3-2 公共交通サービスの向上            事業① サービス水準の維持・確保            事業② 事業者間におけるサービス内容の協議・調整            事業③ 持続的な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化</p> <p>3-3 公共交通の見直しルールの設定と運用            事業① 公共交通の提供ルールの設定            事業② 各種公共交通の導入・継続・変更・廃止に関するルールの設定            事業③ 代替手段導入のルールの設定</p> <p>公共交通施策4 「“おとべ” で生涯暮らせる生活交通」のユニバーサルデザイン化</p> <p>事業① 障がい者、高齢者、子育て世代に対する移動支援施策の周知            事業② 公共交通の利用のしやすさ・分かりやすさ・安全性の継続的な改善</p>
今金町	今金町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p><b>【将来像】</b>            ふれあい今金「まちづくり」を実現する安心して生活できる公共交通網の構築            ～人のおおかけや生活を支え、未来を拓く交通網の構築～</p> <p>基本目標1 持続可能な“ドア・トゥ・ドア”で快適な生活移動を確保            事業1 現ルンるん号の利用実態を踏まえたエリア統合</p> <p>基本目標2 生活移動の幅を広げる“地域公共交通”で安全な生活移動を確保            事業2 予約バス「ルンるん号」未運行地域への運行エリアの拡大</p> <p>基本目標3 地域内資源である“ハイヤーの活用”で利便性の高い生活移動を確保            事業3 瀬棚線（721系統）における道道936号線運行区間の短絡化            事業4 道道936号線沿線におけるタクシー助成制度の新設</p> <p>基本目標4 生活圏を考慮した“地域間幹線系統等の見直し”で将来にわたって広域圏の生活移動を確保            事業5 地域間幹線系統等のサービス改善及び合理化の交通事業者への提案</p> <p>基本目標5 地域公共交通をより身近に感じられる“利用促進策の展開”で地域公共交通を便利と感じる意識を醸成            事業6 交通事業者と連携したバスを身近に感じてもらう取組の実施            事業7 地域公共交通の運行状況がデジタル媒体からも確認できる</p>

市町名	計画名	基本方針・施策等
今金町	今金町地域公共交通計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	見える化の実施 事業8 交通事業者と連携した利用しやすい運賃助成の取組の実施
せたな町	せたな町 地域公共交通 計画 令和5年度 (2023年度)～ 令和9年度 (2027年度)	<p><b>【基本方針】</b> 安心して住み続けられる持続可能な公共交通網づくり</p> <p>方向性1 地域住民が安心して利用できる交通環境の整備            施策(1) 交通空白地域におけるデマンドバス運行の検討            施策(2) 既存路線の利便性向上 など</p> <p>方向性2 財政負担の軽減や人口減少に対応した持続可能な公共交通網の形成            施策(1) 檜山海岸線におけるデマンドバスと患者バスとの統合検討            施策(2) 久遠線のデマンド運行の検討            施策(3) ドライバーの確保に向けた協力 など</p> <p>方向性3 公共交通の利用活性化施策の検討            施策(1) 公共交通マップ・時刻表の作成・配布            施策(2) ICカードを活用した運賃助成制度の検討 など</p>

※上記以外の地域公共交通に関する計画（市町単独計画）

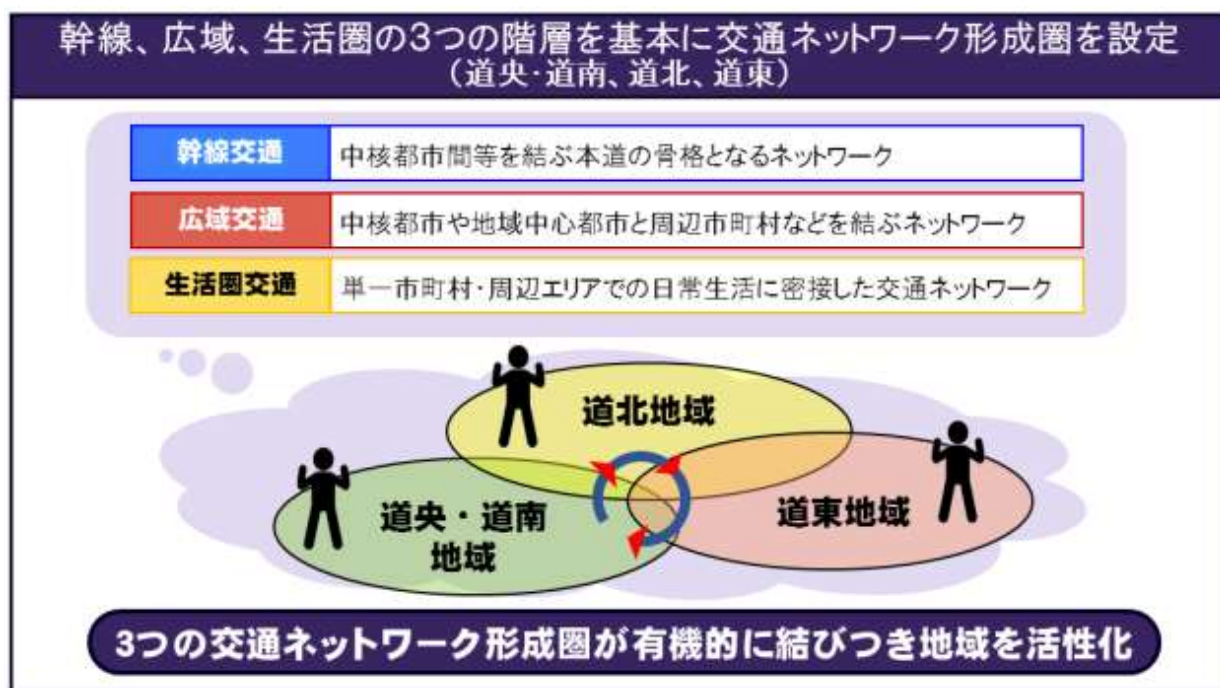
令和5年度（2023年度）策定・・・函館市、松前町、知内町、木古内町、上ノ国町

令和6年度（2024年度）策定・・・奥尻町

## | 2-4 | 道南地域における公共交通の位置づけ

北海道交通政策総合指針が示す「北海道型公共交通ネットワーク」の定義を踏まえ、本地域の公共交通を「幹線交通」「広域交通」「生活圏交通」の3つに分けて次のように位置づける。

「幹線交通」は、中核都市(函館市)とその周辺都市(北斗市)及び札幌市や道外各都市を結ぶネットワークであり、「広域交通」は中核都市(函館市)や地域中心都市(八雲町・江差町)と周辺市町村などを結ぶネットワーク、「生活圏交通」は、各自治体の地区と地域内拠点などを結ぶ交通ネットワークである。



【出典】北海道「北海道交通政策総合指針」

図 2-1 北海道型公共交通ネットワークのイメージ



北海道交通政策総合指針で示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ

幹線交通	広域交通	生活圏交通
中核都市間等を結ぶ本道の骨格となるネットワーク	中核都市や地域中心都市と周辺市町村などを結ぶネットワーク	単一市町村・周辺エリアでの日常生活に密接した交通ネットワーク
【主なモード】 鉄道、航空機、都市間バス	【主なモード】 鉄道、都市間バス、 <b>乗合バス</b> 、 離島航路	【主なモード】 <b>乗合バス</b> 、タクシー、 デマンド型交通
本道のさらなる発展を牽引する路線であり、交流人口や経済活動の拡充、国土強靱化などに資するため、高速性、大量輸送を担う交通ネットワークの継続と、その基盤の充実を進める。	観光客の周遊促進や、通学、通院、買い物など地域住民が分散する都市機能を楽しむために必要な移動手段であり、様々な地理的条件なども踏まえながら、利便性や接続性の向上に取り組むなど、持続的な公共交通の維持・確保や機能強化を進める。	地域住民の日常生活に必要な移動手段であり、それぞれ地域のまちづくりの形に応じて、きめ細かな対応を進める。

北海道交通政策総合指針を踏まえた、本地域における各種交通の位置付け

幹線交通	広域交通	生活圏交通																						
中核都市（函館市）及びその周辺都市（北斗市）と、札幌市や道外各都市を結ぶネットワーク	中核都市（函館市）や地域中心都市（八雲町・江差町）と周辺市町村などを結ぶネットワーク	各自治体の地区と地域内拠点などを結ぶ交通ネットワーク																						
【本地域で該当するモード】	【本地域で該当するモード】	【本地域で該当するモード】																						
<table border="1"> <tr> <td>鉄道</td> <td>北海道新幹線 JR函館本線（特急北斗）</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>函館－東京（羽田） 函館－札幌（丘珠）など</td> </tr> <tr> <td>都市間バス</td> <td>高速はこだて号 函館特急ニュースター号</td> </tr> <tr> <td>道外航路</td> <td>函館－青森 函館－大間</td> </tr> </table>	鉄道	北海道新幹線 JR函館本線（特急北斗）	航空機	函館－東京（羽田） 函館－札幌（丘珠）など	都市間バス	高速はこだて号 函館特急ニュースター号	道外航路	函館－青森 函館－大間	<table border="1"> <tr> <td>鉄道</td> <td>JR函館本線 道南いさりび鉄道</td> </tr> <tr> <td>快速バス</td> <td>快速瀬棚号</td> </tr> <tr> <td><b>乗合バス</b></td> <td><b>地域間幹線系統</b> <b>広域生活交通路線</b></td> </tr> <tr> <td>離島航路</td> <td>奥尻－江差 奥尻－瀬棚（休止中）</td> </tr> </table>	鉄道	JR函館本線 道南いさりび鉄道	快速バス	快速瀬棚号	<b>乗合バス</b>	<b>地域間幹線系統</b> <b>広域生活交通路線</b>	離島航路	奥尻－江差 奥尻－瀬棚（休止中）	<table border="1"> <tr> <td><b>乗合バス</b></td> <td><b>地域間幹線系統（単一市町内のみを運行するもの）</b> <b>広域生活交通路線（単一市町内のみを運行するもの）</b> 上記以外の路線</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>デマンド型交通</td> <td>各自治体で実施している移動に係る各種施策</td> </tr> </table>	<b>乗合バス</b>	<b>地域間幹線系統（単一市町内のみを運行するもの）</b> <b>広域生活交通路線（単一市町内のみを運行するもの）</b> 上記以外の路線	タクシー	—	デマンド型交通	各自治体で実施している移動に係る各種施策
鉄道	北海道新幹線 JR函館本線（特急北斗）																							
航空機	函館－東京（羽田） 函館－札幌（丘珠）など																							
都市間バス	高速はこだて号 函館特急ニュースター号																							
道外航路	函館－青森 函館－大間																							
鉄道	JR函館本線 道南いさりび鉄道																							
快速バス	快速瀬棚号																							
<b>乗合バス</b>	<b>地域間幹線系統</b> <b>広域生活交通路線</b>																							
離島航路	奥尻－江差 奥尻－瀬棚（休止中）																							
<b>乗合バス</b>	<b>地域間幹線系統（単一市町内のみを運行するもの）</b> <b>広域生活交通路線（単一市町内のみを運行するもの）</b> 上記以外の路線																							
タクシー	—																							
デマンド型交通	各自治体で実施している移動に係る各種施策																							
道南地域のさらなる発展を牽引する路線であり、交流人口や経済活動の拡充、国土強靱化などに資するため、高速性、大量輸送を担う交通ネットワーク。	観光客の周遊促進や、通学、通院、買い物など地域住民が分散する都市機能を楽しむために必要な交通ネットワーク。	地域住民の日常生活に必要な交通ネットワーク。																						

図 2-2 道南地域における各種交通の位置づけ

## | 2-5 | 計画の位置づけ

本計画は、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づいて策定する。

また、北海道の上位・関連計画及び本地域の各市町の地域公共交通計画や関連計画等との整合を図るものとする。

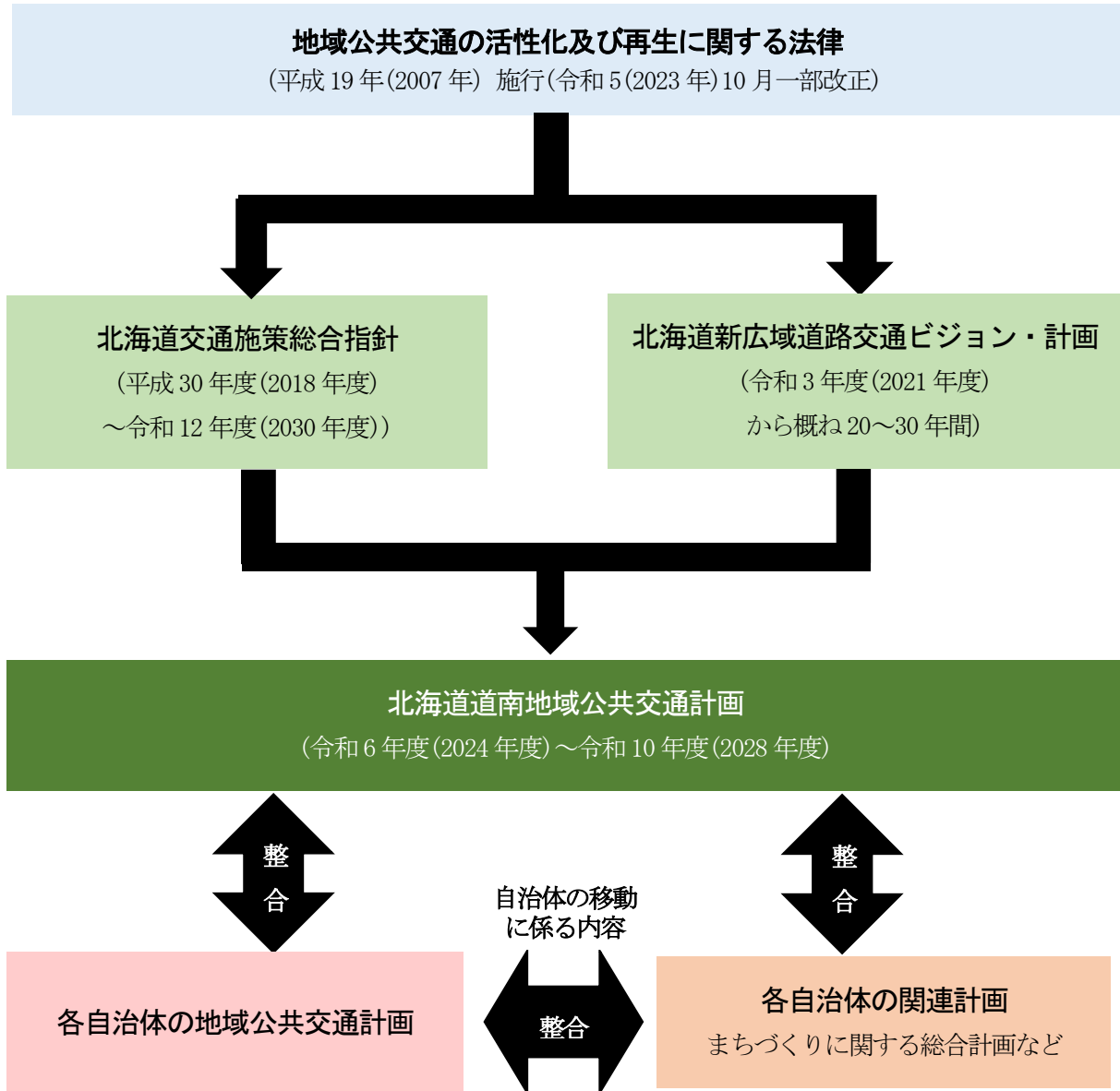


図 2-3 本計画の位置づけ